

(7) 国営造成施設等の維持管理

国営事業対策室(一覧に戻る)

補助事業名	水利施設管理強化事業							
事業主体	県			営		団 体 営		
事業内容及び事業要件	<p>国営事業で造成した農業水利施設等が有する多面的機能を適正に発揮するため、施設の役割に応じて施設管理者(土地改良区)に対して、施設の管理費用(一定割合)、整備補修費用等を支援(補助)する</p> <p>1. 一般型</p> <p>(1) 支援対象の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区が管理する施設のうち次の施設 <ol style="list-style-type: none"> ① 国営事業で造成した施設 ② 代行事業、国営関連事業で県が造成した施設 <p>(2) 支援(市町から土地改良区へ補助)の内容</p> <p>① 対象施設に係る「管理費用」※に対する支援</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※「管理費用」 操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費、電力料</p> </div> <p>(a) 治水協定を締結した施設等 支援額(補助対象事業費)＝「管理費用」×0.75／1.75(≒0.429) (対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定ダム ・市町の地域防災計画に位置付けられた施設(土地改良区の役割と施設名等) ・県の水防計画に位置付けられた施設 ・市町と土地改良区が締結した地域の防災・減災のための協定に位置づけられた施設 <p>(b)(a)以外の施設 支援額(補助対象事業費)＝「管理費用」×0.6／1.6(＝0.375)</p> <p>② 対象施設の「整備補修」費用に対する支援</p> <p>2. 特別型</p> <p>(1) 支援対象の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域治水プロジェクト水系で治水対策を実施する農業水利施設(一般型の対象施設を除く) ・洪水調整等に係る治水協定を締結した農業用ダム(一般型の対象施設を除く) <p>(2) 支援(市町から土地改良区へ補助)の内容</p> <p>① 基礎的取組 洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等のための取組への支援</p> <p>② 追加的取組 事前放流等の利水を目的とした通常の管理の範疇を超える取組への支援</p>							
実施要綱	水利施設管理強化事業実施要綱							
実施要領	水利施設管理強化事業実施要領							
交付要綱	土地改良事業関係補助金交付要綱							
補助率	区分	国	県	市町村	区分	国	県	市町村
	一般型	50	未定	未定	一般型	50	25	25
	特別型	50	未定	未定	特別型	50	未定	未定
適用	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度創設 							

補助事業名	基幹水利施設管理事業(一般型)								
事業主体	県		営		団		体		営
事業内容	国から管理委託された基幹水利施設又は当該施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設の管理 (ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路等)								
採択要件	<p>1. 国により管理委託されたものであること</p> <p>2. 1施設当たりの受益面積が概ね 1,000ha(地盤沈下地帯※にあつては 500ha)以上 但し、畑を受益とするものにあつては 300ha(地盤沈下地帯※にあつては 100ha)以上</p> <p>3. 非農用地率が概ね 10%以上</p> <p>4. それぞれの施設規模等は以下による</p> <p>(1) ダム 設計洪水量が概ね 300 m³/s 以上又は貯水量が概ね 250 万 m³以上</p> <p>(2) 頭首工 以下の要件を全て満たすもの ・設計洪水量が概ね 300 m³/s 以上 ・ゲートを1門以上有する。 ・最大取水量が概ね 1.0 m³/s 以上</p> <p>(3) 用水機場 最大取水量が概ね 1.0 m³/s 以上</p> <p>(4) 排水機場 排水機の総口径が概ね 3,000mm 以上</p> <p>(5) 排水樋門 計画通水量が概ね 15 m³/s 以上</p> <p>(6) 幹線用水路 計画通水量が概ね 5 m³/s 以上であつて、基幹水利施設と一元管理を行うもの</p> <p>(7) 幹線排水路 計画排水量が概ね 15 m³/s 以上であつて、基幹水利施設と一元管理を行うもの</p> <p>5. 基幹水利施設管理強化計画が策定されていること</p> <p>※「地盤沈下地帯」とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等(地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。)により規制されている地域</p>								
実施要綱	基幹水利施設管理事業実施要綱								
実施要領	基幹水利施設管理事業実施要領								
交付要綱	土地改良関係施設補助金交付要綱								
補助率	区分	国	県	その他	区分	国	県	その他	
	内地	30(1/3)	30(1/3)	40(1/3)	内地	30	30	40	
()内の率は、流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設に適用									
適用									